令和9年度「大東市立放課後児童クラブ」入所案内

《新入学児童用》



放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない、小学生を対象に放課後や学校休業日（夏休みなど）における安全な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としております。

1　対象児童について

大東市に住所を有する小学1年生から6年生までの児童であって、保護者等が、次の入所資格のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合に利用できます。

2　入所資格について

○　月 15 日以上仕事をしており、その状態が3カ月以上継続している場合。
※保護者などが、児童の下校時間（概ね午後2時 30 分）までに帰宅できる場合は利用できません。

○　妊娠・出産により、出産予定日の前後8週間以内である場合。

○　病気や負傷、または心身に障害があるために、その状態が3カ月以上継続している場合や、親族を月に 15 日以上で 3 カ月以上継続し介護、または看護している場合。 **※診断書や介護認定書、身体障害者手帳などが必要です。**

3　利用期間について

入所日から令和 10 年3月31日まで

4 開設する放課後児童クラブについて

NO	名　称	電話番号	携帯電話
1	四条北小放課後児童クラブ	877-3903	090-3860-3248
2	泉小放課後児童クラブ	870-8452	090-1245-9948
3	氷野小放課後児童クラブ	806-2211	090-3860-2961
4	灰塚小放課後児童クラブ	875-6588	090-1245-6078
5	南郷小放課後児童クラブ	871-0464	090-1133-9971
6	住道北小放課後児童クラブ	872-9288	090-1134-0064
7	住道南小放課後児童クラブ	871-7201	090-1134-0069
8	四条小放課後児童クラブ	879-0822	090-3860-3042
9	深野小放課後児童クラブ	871-8411	090-3860-3376
10	北条小放課後児童クラブ	877-0301	090-1245-9740
11	三箇小放課後児童クラブ	875-0878	090-1133-9912
12	諸福小放課後児童クラブ	870-1666	090-1245-9887

5 利用時間について

○ 平日（月曜日～金曜日） 放課後～午後6時まで
（希望者は午後7時まで延長利用可能、ただし別途費用がかかります）

○ 学校休業日（春・夏・冬休み・代休日） 午前8時～午後6時まで
（希望者は午後7時まで延長利用可能、ただし別途費用がかかります）

○ 土曜日 午前8時～午後５時まで
（ただし、別途費用がかかります）

※土曜日については、午後7時までの延長はありません。

6 児童クラブでの過ごし方について

○ 児童クラブでは宿題やおやつ、遊びなどを通して、児童が自ら考え、
選択しながら、のびのびと楽しく過ごせるよう支援しています。

7 休業日について

○ 日曜日、祝日
○ 8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日
○ 災害発生時など、社会福祉協議会会長が必要と認めた場合

8　入所申請の受付などについて

○ 申請書の配布
・児童クラブ事務局と各児童クラブで随時配布します。(HP でダウンロード可)

○ 申請書の受付期日　　令和9年1月5日(火) ～ 1月 29 日(金)
・児童クラブ事務局　　平 日 9:00～17:00　※土日祝は休業
(各児童クラブは申請書配布のみで受付はできません)

○ 提出書類
・入所申請書、就労証明書(保護者分)、預金口座振替依頼書

※申込時に引落口座のキャッシュカードがあれば印鑑不要で端末認証が可能です。
端末認証が完了した場合は、預金口座振替依頼書は不要です。
(カードの読み取りエラーや磁気不良などで認証できない場合があります)

9　入所の決定について

○ 提出された「入所申請書」の記載内容が、入所基準に該当しているか審査したうえで決定します。

10　児童クラブ費などについて

利用料　5,500／月　おやつ代 1,500 円／月　教材費 200 円／月　保険料 800 円／年
※同一世帯の 2 人目以降は、利用料のみ 2,750 円／月
延長利用(午後 7 時まで)　1,500 円／月　※利用時は必ずお迎えが必要です。
土曜日利用　利用料 1,200 円／月　おやつ代 300 円／月
児童クラブ費等は、毎月 28 日に口座振替(土日祝日の場合は翌営業日)
※利用料・おやつ代・教材費等の日割りはありません。

11　利用料の減免について

○ 次の事項のいずれかに該当する保護者の方は、児童クラブ事務局にて「利用料減免申請書」と必要書類を提出することで利用料の減額・免除ができます。
◎ 生活保護世帯は利用料を全額免除 …… **生活保護受給証明書**
◎ 市民税非課税世帯は利用料を全額免除 …… **市民税非課税証明書**
◎ 児童扶養手当受給者は利用料半額免除 …… **児童扶養手当証書**
※3月までに手続きが完了すると、4月から減免を適用します。
※適用は受理した翌月からとなり遡っての減額免除はできません。

12　退所・内容変更の手続きについて

○ 放課後児童クラブを退所する場合や延長利用、土曜日利用の申し込み及び取り消しなどの変更がある場合は、「退所届」又は「入所申請事項変更届出書」を児童クラブ事務局または各児童クラブへ変更を希望する**前月末まで**に提出してください。

13　入所などの注意事項について

○　入所後でも、次のいずれかが判明したときは退所となりますので、特にご注意ください。

◎ 児童クラブ利用料を3カ月以上滞納した場合
◎ 入所申請及び面接などの調査時に、虚偽の記入又は虚偽の申立てがあった場合
◎ 無届で1カ月以上利用がない場合
◎ 入所中に世帯の状況、就労の状況などに変更があり、その内容が入所資格に該当しなくなった場合
◎ 他の児童や支援員に暴言や危害を加えることが度重なる場合
◎ 施設を破壊する行為を繰り返す場合
◎ 児童クラブの管理・運営上必要な指示に従わない場合

14　よくある質問などについて

□　まだ、働いていませんが、働き始めたら入れますか？

【答え】未就労の状態では入所できませんが、就労が決まり入所要件を満たしていれば入所できます。申請後、書類不備がなければ約 2 週間程度で決定となります。

□　早く帰ることもできますか？

【答え】基本的には、18 時に降所となりますが、早帰りも可能です。

□　支援の必要な児童の対応は可能ですか？

【答え】可能ですがマンツーマンでの対応はできかねます。

□　就労証明書の提出が受付期間(1 月 29 日)に間に合わない場合は？

【答え】放課後児童クラブ事務局までお問い合わせください。

□　夏休み期間のみの利用は可能ですか？

【答え】「夏休み期間限定利用」については、5 月頃、市報や児童クラブホームページにて掲載いたします。ただし、定員がありますので抽選となる場合があります。

【問い合わせ先】

大東市立放課後児童クラブ事務局
社会福祉法人　大東市社会福祉協議会
大東市新町 13 番 13 号　大東市立総合福祉ｾﾝﾀｰ内
072-886-3280
業務時間　月～金　9:00～17:30　土日祝は休み